

広島県選挙管理委員会告示第二号

令和元年七月二十一日執行の参議院広島県選出議員選挙において当選人とされた河井案里の当選は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定に基づき、令和三年二月五日に無効となった。

令和三年二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明